

大豊町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年1月27日

大豊町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置づけられた。

大豊町は、四国山地の中央部に位置し耕地の多くは、標高200～700mの傾斜地に散在し、階段状に形成された狭小な棚田、傾斜畑で占められており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

急速な高齢化により、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消を行わなければならないことから、担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理事業を活用し取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大豊町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
平成31年1月現在	320ha	1.6ha	0.5%
3年後の目標 (令和4年3月)	320ha	1ha	0.31%
目標 (令和6年3月)	320ha	0ha	0%

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

○ 推進委員の担当地区ごとに農地の利用状況調査（以下農地パトロールとい

う。)と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。調査時期については、「農地法の運用について」(平成28年5月25日付け28経営第509号)に基づき実施する。

- なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。
- 農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映することで、農地台帳の公表を行う。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
 - 農地パトロールの中で、「農地として再生困難である」(荒廃農地調査のB分類)と区分した農地については、現況に応じて非農地判断を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
平成31年1月現在	320ha	38ha	11.88%
3年後の目標 (令和4年3月)	320ha	50ha	15.63%
目標 (令和6年3月)	320ha	99.2ha	31.00%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手	
		認定農業者	認定新規就農者
平成31年1月現在	704戸 (33)戸	17 経営体	5 経営体
3年後の目標 (令和4年3月)	700戸 (40)戸	20 経営体	7 経営体
目標 (令和6年3月)	700戸 (45)戸	30 経営体	12 経営体

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
 - 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経

営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携

- 農業委員会は、町、農地中間管理機構等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する農地として復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
平成31年1月現在	2人 (1.09ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和4年3月)	7人 (6.3ha)	1法人 (1.5ha)
目標 (令和6年3月)	12人 (10.0ha)	2法人 (3.0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

- 町関係課、高知県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、参入手続や経営に係る必要な支援を行う。